

第2章 位置、構造及び設備の技術上の基準

第10節 屋内給油取扱所

第1	屋内給油取扱所の定義等
----	-------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第2項

給油取扱所のうち建築物内に設置するものその他これに類するもので総務省令で定めるもの（以下「屋内給油取扱所【危規則第25条の6】」という。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第1号から第6号まで、第7号本文、第9号から第16号まで及び第19号から第23号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

根拠条文 危規則

○ 危規則第25条の6（屋内給油取扱所）

屋内給油取扱所は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積（以下この条において「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が3分の1を超えるもの（当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）とする。

留意事項

○ 給油取扱所の用に供する部分

給油取扱所の用に供する床又は壁で区画された部分には、油庫、コンプレッサー室等も含まれる。（平成元年3月1日消防危第14号「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について（通知）」第3.10）

○ 給油取扱所の敷地面積

給油取扱所の用に供する部分の防火塀の中心（防火塀が建築物を兼ねる場合にあってはその中心線）と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分、又は給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分とする。（*）

○ 水平投影面積

- (1) 建築物の庇、はり、屋外階段、上階のオーバーハング部分又はトラス等は、いずれも面積に算入する。なお、はり及びトラスについては、本体部分のみ面積に算入するものとし、上屋の吹き抜け部分は、面積に含めない。（平成元年5月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務

資料（給油取扱所関係）の送付について」問19)

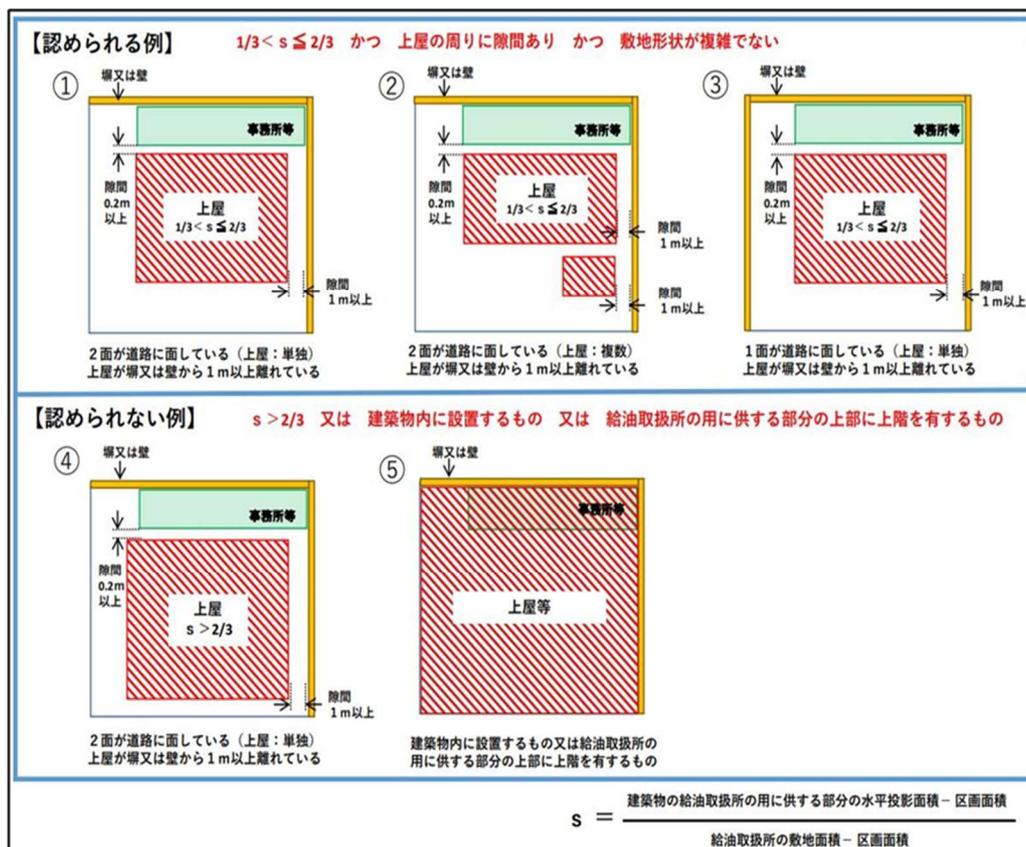
- (2) 上屋等の屋根部分にルーバーを設ける場合は、空間部分も含めルーバー部分も面積に含める。(平成元年3月1日消防危第14号「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について(通知)第3.10」)

○ 火災予防上安全と認められる例

「火災の予防上安全であると認められるもの」については、次の全ての事項を満たすものであること。なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと(図1-1参照)。(令和3年7月21日消防危第172号「屋内給油取扱所の範囲に係る運用について」1)

- (1) 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋(キャノピー)と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の間隔があり、かつ、上屋(キャノピー)と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の間隔が確保されていること。
- (2) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

図1-1 認められる(認められない)例



第10節 屋内給油取扱所
第1 屋内給油取扱所の定義等

表 1-1 屋内給油取扱所において危政令第 17 条第 1 項の規定の例によるもの

条 項	基 準 内 容
第 17 条第 1 項第 1 号	給油設備
第 17 条第 1 項第 2 号	給油空地
第 17 条第 1 項第 3 号	注油空地
第 17 条第 1 項第 4 号	給油空地・注油空地の舗装
第 17 条第 1 項第 5 号	滞留・流出防止措置
第 17 条第 1 項第 6 号	標識・掲示板
第 17 条第 1 項第 7 号 本文	専用タンク及び廃油タンク等の設置制限 (簡易タンクは設置できない。)
第 17 条第 1 項第 9 号	専用タンク等と配管の設置制限
第 17 条第 1 項第 10 号	固定給油設備及び固定注油設備の構造
第 17 条第 1 項第 11 号	固定給油設備及び固定注油設備の表示
第 17 条第 1 項第 12 号	固定給油設備の位置
第 17 条第 1 項第 13 号	固定注油設備の位置
第 17 条第 1 項第 14 号	懸垂式固定給油設備及び懸垂式固定注油設備位置の 構造
第 17 条第 1 項第 15 号	ポンプ機器の緊急停止装置
第 17 条第 1 項第 16 号	建築物の規制 (用途及び面積制限)
第 17 条第 1 項第 19 号	塀又は壁の構造
第 17 条第 1 項第 20 号	ポンプ室
第 17 条第 1 項第 21 号	電気設備
第 17 条第 1 項第 22 号	附随設備
第 17 条第 1 項第 23 号	給油に支障があると認められる設備の設置禁止規定

第2	建築物の位置及び構造等
----	-------------

根拠条文 危政令

- 危政令第17条第2項第1号（位置）

屋内給油取扱所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造で、施行令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有しない建築物（総務省令で定める設備【危規則第25条の7】を備えたものに限る。）に設置すること。
- 危政令第17条第2項第5号（構造）

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根を不燃材料で造ることができる。
- 危政令第17条第2項第6号（区画）

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち総務省令で定める部分【危規則第25条の4第4項】は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令【危規則第25条の4第4項】で定める構造とすること。
- 危政令第17条第2項第7号（窓、出入口）

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令【危第25条の4第3項】で定める部分を除く。）は、防火設備を設けること。
- 危政令第17条第2項第7号の2（ガラス）

事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。
- 危政令第17条第2項第8号（火気使用）

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、事務所その他の火気を使用するもの（総務省令【危規則第25条の4第5項】で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令【危規則第25条の4第5項】で定める構造とすること。

根拠条文 危規則

- 危規則第25条の4第3項（自動車等の出入口）

危政令第17条第2項第7号の総務省令で定める自動車等の出入口で総務省令で定める部分は、危規則第25条の4第1項第1号【給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場】、第3号【自動車等の点検・整備を行う作業場】、第4号【自動車等の洗浄を行う作業場】の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口とする。
- 危規則第25条の4第4項（総務省令で定める部分の構造）

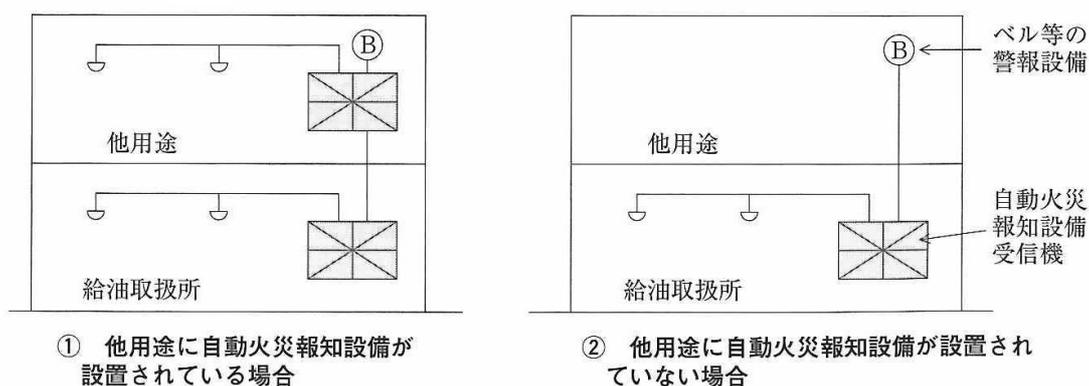
危政令第17条第2項第6号の総務省令で定める部分は、危規則第25条の4第1項第5号の用途【給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る給油取扱所の業務を行うための事務所】に供する部分とし、危政令第17条第2項第6号の総務省令で定める構造は、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とする。
- 危規則第25条の4第5項（火気使用部分の構造）

危政令第17条第2項第8号の総務省令で定める部分は、第1項第3号及び第4号の用途に供する部分とし、危政令第17条第2項第8号の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。

 - 一 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖のものとする。
 - 二 犬走り又は出入口の敷居の高さは、15 cm以上であること。
- 危規則第25条の7（総務省令で定める設備）

危政令第17条第2項第1号の総務省令で定める設備は、屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備とする。

図2-1 総務省令で定める設備の例



留意事項

○ 上屋

- 1 上屋（柱、はり等は耐火構造）の中に、給油取扱所の事務所その他の建築物を上屋の躯体とは独立して設ける場合であっても、当該事務所その他の建築物は耐火構造とすること。（昭和62年9月9日消防危第91号「給油取扱所に係る疑義について」問3）
- 2 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用途に供する上屋等が、給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁に近接して設けられている場合にあつては、当該塀又は壁は上屋等まで立ち上げ、一体とすること。
（平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（通知）」第2.3）
なお、水平距離でおおむね1m以上離れていれば、近接とは解されない。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問29）

○ 本店事務所等

- 1 給油取扱所に設ける建築物のうち、給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者の居住する住宅又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行う事務所（以下、「本店事務所等」という。）を給油取扱所の範囲に含めるかあるいは他用途部分とするかについては、申請者において選択できる。（平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（通知）」第2）
- 2 上記の「申請者において選択できる」理由は、本店事務所等の部分と屋内給油取扱所の用に供する部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画することが必要とされていることからである。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問28）

○ 特例（危政令第23条）

1 間仕切壁

給油取扱所の建築物の壁のうち、次のア又はイの間仕切壁については、危政令第23条を適用し、準不燃材料（建基法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。）又は難燃材料（建基法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）の使用を認める。（平成9年3月26日消防危第31号製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について（通知）1(2)）

- (1) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備若しくは防火設備により区画

された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

(2) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

2 窓、出入口

危政令第17条第2項第7号に規定する窓又は出入口のうち、上記(1)の間仕切壁に設けるものについては、危政令第23条の規定を適用し、防火設備以外のもの（準不燃材料又は難燃材料のものに限る。）を設けることができる。（*）

3 事務所等の網入ガラス

危政令第17条第2項第7号の2に規定する「事務所等」とは、屋内給油取扱所の用に供する部分すべてをいうものである。ただし、上記(2)に設けるガラスについては、危政令第23条を適用し、網入りガラス以外のガラスを用いることができる。（*）

参照

- 「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分の例」－「平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問22」
- 「耐火構造」、「不燃材料」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「屋根を不燃材料で造る」－第1節「製造所－第6屋根」

第 10 節 屋内給油取扱所
第 3 専用タンク又は廃油タンク等の構造等

第 3	専用タンク又は廃油タンク等の構造等
-----	-------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第 17 条第 2 項第 2 号 (タンクの構造)

屋内給油取扱所に専用タンク又は廃油タンク等を設ける場合には、当該専用タンク又は廃油タンク等の位置、構造及び設備は、次号から第 4 号までに定めるもののほか、第 13 条第 1 項 (第 5 号、第 8 号、第 9 号 (注入口は屋外に設けることとする部分及び掲示板に係る部分に限る。)、第 9 号の 2 及び第 12 号を除く。)、同条第 2 項 (同項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 5 号、第 8 号、第 9 号 (注入口は屋外に設けることとする部分及び掲示板に係る部分に限る。)、第 9 号の 2 及び第 12 号を除く。)) 又は同条第 3 項 (同項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 5 号、第 8 号、第 9 号 (注入口は屋外に設けることとする部分及び掲示板に係る部分に限る。)、第 9 号の 2 及び第 12 号を除く。)) に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。

○ 危政令第 17 条第 2 項第 3 号 (通気管、安全装置)

専用タンク及び廃油タンク等には、総務省令で定めるところにより、通気管【危規則第 20 条】又は安全装置【危規則第 19 条】を設けること。

○ 危政令第 17 条第 2 項第 4 号 (過剰注入防止)

専用タンクには、危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けること。

表 3-1 危政令第 13 条の規定の例によるもの

条 項	準 用 規 定
危政令第 13 条第 1 項第 1 号	タンクの設置方法
危政令第 13 条第 1 項第 2 号	タンクとタンク室との間隔及び乾燥砂
危政令第 13 条第 1 項第 3 号	タンクの埋設深さ
危政令第 13 条第 1 項第 4 号	タンク相互間隔
危政令第 13 条第 1 項第 6 号	タンクの材質、板厚、強度

第10節 屋内給油取扱所
第3 専用タンク又は廃油タンク等の構造等

危政令第13条第1項第7号	タンク外面の保護
危政令第13条第1項第8号の2	液量自動覚知装置等の設置
危政令第13条第1項第9号	注入口の位置、構造、設備 (屋外に設けることとする部分及び掲示板に係る部分を除く。)
危政令第13条第1項第10号	配管の位置、構造、設備
危政令第13条第1項第11号	配管の取付位置
危政令第13条第1項第13号	漏洩検査管の設置
危政令第13条第1項第14号	タンク室の構造
危政令第13条第2項	二重殻タンクの位置、構造、設備
危政令第13条第3項	漏れ防止構造のタンクの基準

留意事項

○ 過剰注入防止設備

1 設備の例(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問27)

- (1) 専用タンクの容量以下に設定された量(設定量)の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの
- (2) 設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの

2 設備の位置(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問27)

地下貯蔵タンクの直上部及び地下貯蔵タンクの注入管の途中(遠方注入口の付近)については認められるが、タンクローリーの本体又は注入ホースの途中については専用タンクに設けたものとはみなせないため認められない。

参照

- 「通気管」、「安全装置」—別記17「通気管・安全装置」

第4	給油取扱所の開放性と講ずべき措置
----	------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第2項第9号

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方については、自動車等の出入する側又は通風及び避難のための総務省令で定める空地【危規則第25条の8】に面するとともに、壁を設けないこと。ただし、総務省令で定める措置【危規則第25条の9】を講じた屋内給油取扱所にあつては、当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の一方について、自動車等の出入する側に面するとともに、壁を設けないことをもって足りる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第25条の8（二方開放の空地）

危政令第17条第2項第9号の総務省令で定める空地は、次のとおりとする。

- 一 当該空地は、給油空地、注油空地並びに危規則第25条の4第1項第3号【自動車等の点検・整備を行う作業場】及び第4号【自動車等の洗浄を行う作業場】の用途に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有すること。
- 二 当該空地は、間口が6m以上、奥行が建築物の危規則第25条の4第1項第1号【給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場】の用途に供する部分の奥行以上であり、かつ、避難上及び通風上有効な空地であること。
- 三 当該空地は、その範囲を表示するとともに、その地盤面に「駐停車禁止」の文字を表示すること。この場合において、表示の色は黄色とするとともに、文字の表示の大きさは、縦1m以上、横5m以上とすること。

○ 危規則第25条の9（一方開放の措置）

危政令第17条第2項第9号ただし書の総務省令で定める措置とは、次のとおりとする。

- 一 給油取扱所の建築物の危規則第25条の4第1項第1号【給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場】の用途に供する部分の各部分から次に掲げるいずれかの場所までの距離が10m以内であること。
 - イ 給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられたものに限る。）が設けられ、

かつ、壁等により区画された事務所等（当該事務所等の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の防火設備が設けられ、かつ、窓には、はめごろし戸である防火設備が設けられたものに限る。）の出入口

- ロ 自動車等の出入する側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所
- 二 専用タンクの注入口及び危規則第25条第2項に掲げるタンクの注入口は、事務所等の出入口の付近その他避難上支障のある場所に設けないこと。
- 三 通気管の先端が建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分に設けられる専用タンクで、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うものには、移動貯蔵タンクから危険物を注入するときに放出される可燃性の蒸気を回収する設備を設けること。
- 四 建築物の危規則第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で床又は壁で区画されたもの及びポンプ室の内部には、可燃性の蒸気を検知する警報設備を設けること。
- 五 固定給油設備及び固定注油設備には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

留意事項

○ 二方開放空地（危規則第25条の8関係）

- 1 避難及び通風空地において、次のことは認められる。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問31）
 - (1) 通気管の設置（通気管の立ち上がり部分が空地になく、避難上支障のない場合）
 - (2) 専用タンクの埋設（ただし、当該空地内で移動タンクからの注油はできない）
 - (3) 当該空地に面する防火塀の上方又は側面に看板を設置すること（ただし、看板を当該空地内に張り出して設けることはできない）
- 2 避難及び通風空地に自動車等が出入りできないための措置であっても、当該空地内には工作物をはじめ一切の物品の存置は認められない。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問32）
- 3 洗車室又は整備室等自動車の進入に用する用途は、避難空地に面する場所に設けてはならない。（*）
- 4 避難及び通風空地内には、滞油のおそれのある貯留設備を設けてはならない。当該空地は、舗装せず、又はアスファルト舗装として差し支えない。なお、その場合、漏えいした危険物が当該空地へ流入しないような

構造とするとともに、避難上支障となる構造（段差を設ける等）としないことが必要である。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問36）

○ 一方開放措置（危規則第25条の9関係）

避難口（第1号イ関係）

- (1) 敷地外の空地に第三者の建築物があり、当該建築物を通行しなければ安全な場所へ避難できない場合であっても、常時避難が可能であれば避難口として認められる。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問38）
- (2) 避難口の設置数については、1か所に限定されるものではないが、延焼防止の観点から、必要最小限度にすること。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問41）
- (3) 防火塀（建築物の壁体を兼ねるものを除く。）に設けた避難口は、敷地外に直接通ずる避難口として認められない。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑問」39）及び（昭和62年6月17日消防危第60号「質疑」問20）
- (4) 「避難口が設けられた事務所等」に該当するのは、危規則第25条の4第1項第2号から4号、6号の用途に供する部分をいう。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問42）

○ 屋外の空地（第1号ロ関係）

危規則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいう。（平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（通知）」第3.1）

○ 専用タンク等の注入口（第2号関係）

- 1 「事務所等の出入口の付近」とは、事務所、販売室、その他常時人がいる場所のほか、2階からの階段出口も含まれる。「事務所等」とは、危規則第25条の9第1号の事務所等をいい、「出入口の付近」とは、当該事務所等が2階にある場合、その階段出口も含まれる。（*）
- 2 「避難上支障のある場所」とは、前面道路の自動車の乗入口付近が含まれる。（*）
- 3 「その他避難上支障のある場所」に該当する場所の例
 - (1) 前面道路の自動車の乗入口付近（*）

- (2) 給油又は軽油若しくは灯油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物の自動車等の出入口付近（平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（通知）」第3.3）

○ ポンプ室等の可燃性蒸気警報設備（第4号関係）

- 1 1面又は2面がシャッターで区画された整備室は、危規則第25条の9第4号に規定する「建築物の第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で床又は壁で区画されたもの」に該当する。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問43）
- 2 「可燃性の蒸気を検知する警報設備」とは、可燃性の蒸気の漏えいを検知し、一定の濃度に達した場合警報を発するもので、検知器、受信機及び警報設備から構成された次の機能を有するものである。（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問49 準用）
 - (1) 警報設定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、おおむね爆発下限値の4分の1以下の値であること。
 - (2) 防爆性能を有すること。
 - (3) 警報を発した後は、温度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。また、その取付位置等は次によること。

ア 検知器は、おおむね地盤面から15cm以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置とすること。

イ 受信機及び警報設備は、常時従業員等がいる事務所等とすること。

○ 衝突防止措置（第5号関係）

「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、例えば固定給油設備等を懸垂式のものとするか、又はその周囲に有効な高さを有する防護柵を設ける等の措置をいう。（平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（通知）」第3.6）及び（平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問44）

参照

- 「二方が開放されている屋内給油取扱所及び一方のみが開放されている屋内給油取扱所の開放性と講ずべき措置の運用」－平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について（通知）」第2、第3

第10節 屋内給油取扱所
第4 給油取扱所の開放性と講ずべき措置

- 「避難及び通風空地として認められる（認められない）例」－平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問34・35
- 「避難及び通風空地の奥行の特例」－平成2年5月22日消防危第57号「質疑」問3
- 「避難上安全な場所の例」－平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問37
- 「避難口と解される（解されない）例」－「平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問39」

第 10 節 屋内給油取扱所

第 5 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみの制限

第 5	可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみの制限
-----	---------------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第 17 条第 2 項第 10 号

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分については、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこと。

留意事項

- 屋内給油取扱所に地階を設ける場合は、階段等の出入口を事務所等の中に設けて可燃性の蒸気の滞留を防止する措置を講じること。(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号「質疑」第 45 号)

第6	上階がある場合の措置
----	------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第2項第11号

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、当該部分の上部に上階がある場合【危規則第25条の10】にあつては、危険物の漏えいの拡大及び上部への延焼を防止するための総務省令で定める措置を講ずること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第25条の10（上部に上階を有する場合の講ずる措置）

- 一 専用タンクの注入口及び危規則第25条第2号に掲げるタンクの注入口並びに固定給油設備及び固定注油設備は、上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分に設けること。この場合において、当該部分の屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を有しないものでなければならない。
- 二 前号の注入口の周囲には、危険物の漏えい範囲を15㎡以下に局限化するための設備及び漏れた危険物を収容する容量4㎡以上の設備を設けるとともに、これらの設備の付近には、可燃性の蒸気を検知する警報設備を設けること。
- 三 建築物の危規則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の開口部には、当該開口部の上部に上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出した屋根又は耐火性能を有するひさしを設けること。ただし、当該開口部の上端部から高さ7mの範囲内の上階の外壁に開口部がない場合にあつては、この限りでない。
- 四 前号の屋根又はひさしの先端は、上階の開口部（次に掲げる開口部を除く。）までの間に、7mから当該屋根又はひさしの上階の外壁から張り出した水平距離を減じた長さ以上の距離を保つこと。
 - イ はめごろし戸である防火設備を設けた開口部
 - ロ 延焼防止上有効な措置を講じた開口部（施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分に設けるものに限る。）

留意事項

- 「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危規則第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。給油取扱所の用に供する部分の上階に「他用途」を有する場合である。（*）

- 漏えい局限化設備及び漏れた危険物を収容する設備は、次によること。
 - 1 漏えい局限化設備は、給油空地又は注油空地の中にその一部又は全部を設けることはできないこと。
 - 2 漏えい局限化設備の範囲は、注入口並びに移動貯蔵タンクの注入ホース及び吐出口の部分から漏えいした危険物を他に拡げないような範囲とすること。
 - 3 漏えい局限化設備の幅及び長さは、漏えい範囲を15 m²以下に局限化するものであれば特に定めはない。
 - 4 漏えい局限化設備は、漏れた危険物を収容する設備と兼用した面積15 m²、深さ30 cmのピットとすることはできない。
 - 5 漏えい局限化設備の使用材料に定めはないが、当該設備から他へ漏れない構造とすること。(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問47)

 - 可燃性蒸気検知警報設備
 - 「可燃性の蒸気を検知する警報設備」とは、可燃性の蒸気の漏えいを検知し、一定の濃度に達した場合警報を発するもので、検知器、受信機及び警報設備から構成された次の機能を有するものである。(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問49)
 - (1) 警報設定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、おおむね爆発下限値の4分の1以下の値であること。
 - (2) 防爆性能を有すること。
 - (3) 警報を発した後は、温度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。また、その取付位置等は次によること。
 - (4) 検知器は、おおむね地盤面から15 cm以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置とすること。
 - (5) 受信機及び警報設備は、常時従業員等がいる事務所等とすること。
-
- 開口部のひさし
 - 1 ひさしは、危規則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の開口部の全面に設置すること。(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問50)
 - 2 上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出したひさし等を設けることが困難な場合は、危政令23条の基準の特例として、上階の外壁から水平距離1.0m張り出したひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができる。なお、ひさし等の張り出し長さを1.0m未満とすることはできない。(平成元年3月3日消防危第15号平「給油

取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について(通知)第3.4)及び(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」第52)

- (1) ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けること。
 - (2) 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3 m^3 を乗じて得た量以上の量となるよう設けること。
 - (3) ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 3 kgf/cm^2 以上で、かつ、放水量が1300毎分以上の性能のものとする。
 - (4) 予備動力源を設けること。
- 3 危規則第25条の10第3号に規定する「1.5m以上張り出した屋根又は耐火性能を有するひさし」の特例としてドレンチャー設備及び長さ1.0mのひさしを設けた場合、水平距離の算定にあたって1.5mとみなすことはできない。(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問52)
- 4 「上階の開口部」とは、建築物の給油又は灯油若しくは灯油の詰替えのための作業場の用途に供する部分の直上部のみである。(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」第51)
- 5 屋内給油取扱所の上階に屋根のない貸駐車場を設ける場合、建築物の危規則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の開口部の上部に、駐車する車両の高さ以上の高さの壁を設けることにより、危規則第25条の10第4号の規定について基準の特例を適用し、同号の措置を講じないこととすることができる。(平成2年3月31日消防危第28号「質疑」問3)

- 通気管の先端は、上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通しても良いが、貫通部については埋戻し等の措置を講じること。(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問26)

参照

- 「上階がある場合の措置」—平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について(通知)」第4